

大和市婦人相談員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月23日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第3号

大和市婦人相談員設置規則の一部を改正する規則

大和市婦人相談員設置規則（平成27年大和市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（勤務日及び勤務時間）

第6条 婦人相談員の勤務は、1週間につき4日以内かつ24時間以内とし、具体的な勤務日及び勤務時間は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。